

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	名張川改修事業黒田地区登記申請等業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 小寺 秀治 三重県名張市木屋町 8 1 2 - 1
契約締結日	令和 3年 6月 9日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般社団法人ヤマト公共嘱託登記土地家屋調査士協会 奈良県大和郡山市城町 1 6 4 4 - 1
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 9 8 8, 6 6 2 -
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 1, 0 0 1, 0 0 0 -
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

ランク	特例政令等の該当
	非該当

随意契約理由書

1. 業務名

名張川改修事業黒田地区登記申請等業務

2. 業者名

一般社団法人ヤマト公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3. 契約理由

本業務は、前年度において一般競争により上記業者と契約した木津川上流河川事務所不動産表示登記等業務において、公共用地取得に伴う分筆登記等の表示登記を行うために必要となる資料調査や現地調査は完了しているものの、履行期限内に履行することができなかった分筆登記等の表示登記申請手続きを今年度において行うものである。

分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である必要があり（昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答）、また、調査・測量と登記申請手続きは一連の業務であり切り離すことはできないとされており、調査・測量、地積測量図の作成及び登記申請手続きは一体不可分の作業である。

また、平成23年に法務省における分筆登記等の表示登記時における実地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による実地調査が積極的に実施されるようになったが、この実地調査はその土地を調査・測量し、現地の状況に精通した者以外では対応できない。

従って、本業務を履行できるのは、前年度において「木津川上流河川事務所不動産表示登記等業務」を実施した者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。

なお、随意契約を締結することにより、別途発注した場合に必要な資料調査や現地調査が不要となり、事業執行の効率化に寄与するものである。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

推薦者 官職 木津川上流河川事務所 用地課長
氏名 山岡 靖典